

茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金要綱

(目的)

第1 この要綱は、私立幼稚園又は認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）が行う障害等特別に支援の必要なこどもの特別支援教育の充実を図る事業に対し、市が補助金を交付することにより、良質かつ適切な教育及び保育の提供体制を確保し、もってこどもの福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象等)

第2 補助を受けることができるものは、本市の区域内に所在する次の各号のいずれかに該当する私立幼稚園等とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は学校教育法附則第6条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園を除く。）

(2) 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園のうち、幼稚園部分を私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する認定こども園

2 補助の対象となる障害等特別に支援の必要なこども（以下「対象こども」という。）は、別表左欄に掲げる私立幼稚園等の類型に応じ、同表右欄に掲げるこどもであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 日々通園し、当該幼稚園等の教育及び保育における集団活動に参加することが可能であること。

(2) 次に掲げるいずれかの書類等により、健康面又は発達面において特別な支援が必要であることが確認できる者

ア 医師の診断書

イ 心理判定員の意見書

ウ 身体障害者手帳

エ 療育手帳

オ その他市長が適当と認める書類

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市の区域内において、私立幼稚園等が実施する対象こどもの教育及び保育を行うための職員を加配（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地

域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）に基づき配置すべき職員数に加えて、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士資格を有する者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいう。）を配置することをいう。）する事業とする。

（補助対象経費）

第4 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、加配する職員に要する人件費とする。

（補助金額）

第5 補助金は、大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の申請を行った対象こどもの数が1人の場合に限り、次の各号に掲げる額のうち最も少ない額を交付する。

(1) 年額208,000円

(2) 補助を受けようとする年度における、補助対象経費の合計額

(3) 補助を受けようとする年度における補助対象事業に要する経費の合計額から寄附金その他当該補助対象事業に係る収入の額を差し引いた額

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の申請ができなかった対象こどもがいる場合は、次に掲げる額のうち最も少ない額を対象こどもに対して1年度に限り交付する。

(1) 当該年度における毎月1日に就園している対象こどもの人数に月額50,000円を乗じて得た額の合計額

(2) 当該年度における補助対象経費の合計額

(3) 当該年度における補助対象事業に要する経費の合計額から寄附金その他当該補助対象事業に係る収入の額を差し引いた額

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 補助対象経費内訳表（様式第3号）

(3) 特別支援教育担当教員調査票（様式第4号）

(4) 健康面または発達面において特別な支援を要することが確認できる書類

（補助金の交付決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市私立

幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。
（変更の申請）

第8 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第6に準じて茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金付変更承認申請書（様式第6号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第9 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

（補助金額の確定等）

第10 市長は、第9の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金確定通知書（様式第9号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第11 第10の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第12 市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第16 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

(委任)

第18 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表（第2関係）

私立幼稚園等の類型		こどもの支給認定の区分
幼稚園 (認定 こども 園を除 く)	設置者の形態は問わない	子ども・子育て支援法（以下この表において「法」という。） 第19条第1号に規定する者又は 法30条第1号若しくは第2号に 規定する者
幼保連 携型認 定こど も園	学校法人立（学校法人のための努力をする園（志向園）を含む。）の園	法第19条第1号に規定する者

幼稚園 型認定 こども 園	幼稚園部分が学校法人立	単独型	法第19条第1号に規定する者
		接続型	法第19条第1号に規定する者
		並列型	法第19条第1号に規定する者

備考

- 1 幼保連携型認定こども園とは認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- 2 幼稚園型とは認定こども園法第2条第2項に規定する幼稚園であるものをいう。
- 3 単独型とは認定こども園法第3条第2項第1号に掲げる基準に該当する幼稚園であるものをいう。
- 4 接続型とは認定こども園法第3条第4項第1号ロに掲げる基準に該当する連携施設であるものをいう。
- 5 並列型とは認定こども園法第3条第4項第1号イに掲げる基準に該当する連携施設（同条第3項に規定する連携施設をいう。）であるものをいう。

様式第 1 号（第 6 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付申請書

茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金の交付を次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 補助対象経費内訳書（様式第 3 号）
- (3) 特別支援教育担当教員調査票（様式第 4 号）
- (4) 特別な支援が必要であることが確認できる書類

様式第2号 (第6 関係)

茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金にかかる事業計画書

所 在 地			
団 体 名			
幼稚園・認定こども園 名			
役 職		代 表 者 名	
記入担当者【職・氏名】			
電 話 番 号			
	施設体系(幼稚園型認定こども園のみ)		

1. 障がい幼児の受け入れ状況

(1) 学級数等の現状

定 員	実 員	障がい 幼児数	障がい幼児数 内訳			実学級数
			3歳児	4歳児	5歳児	

(2) 学級数等の現状の内訳 及び 障がい幼児の受け入れに係る加配教職員の配置状況

歳児 別 区分	学級名	園 児 数		学級担任氏名		障がい幼児に対し、教育上特別に配慮するために 加配している教員・職員の状況		
				①担任	②担任 (副担任)	③主に、障がい 幼児を担当して いる教員氏名	④障がい幼児を含む 学級と、健常児のみ の学級ともに担当して いる教員氏名	⑤障がい幼児の 介護等に直接 関わる職員氏名
合計								

2. 障がい幼児の概要

[illegible]

茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金にかかる
副申書

茨木市長 様

設置者名
幼稚園・認定こども園名
園長氏名

	園児氏名	生年月日	年齢	入園年月日	学級名	認定の区別
1						

■園長所見

①園での生活上や教育・保育上の困難

② ①に記載した「生活上や教育・保育上の困難」を園児が主体的に改善・克服するために、園が特別に配慮していること

- ☐ この副申書及び別紙診断書等の内容を確認しました
- ☐ 幼稚園等から、当該補助金は園に交付され、特別支援教育の充実や教育条件の向上に充てられるものであるとの説明を十分に受けました
- ☐ 当該補助金の趣旨を理解しました
- ☐ 幼稚園等が、当該補助金の申請書及び調査票の添付書類として、この副申書及び別紙診断書等を茨木市へ提出することに同意します

保護者氏名（自署）_____

様式第 3 号（第 6 関係）

補助対象経費内訳表

			幼稚園名		
収 入	科 目		金 額		内 容 ・ 内 訳
	大科目	小科目			
	補助金 収入	茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金補助金収入			
		大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金で申請が1人の場合			
	合計				

支 出	科 目		金 額	内 容 ・ 内 訳
	大科目	小科目		
	人件費 支出	教員人件費		
		職員人件費		
	合計			

様式第 4 号（第 6 関係）

特別支援教育担当教職員調査票

幼稚園名：

特別支援教育 担当教職員 氏名	基礎資料の 教員・職員の 区分	基礎資料上の 専任・兼任の 区分	園長・クラス担任等 に該当するか否か (教員の場合のみ)	給与 (年額)	手当額 (年額)
合 計					

様式第 5 号（第 7 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地

団 体 名

代表者名

様

茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金
は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長



様式第 6 号（第 8 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令保幼事第 号に係る茨木市私立幼稚園等
特別支援教育事業費補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更前交付決定額 円
- 4 変更後交付申請額 円
- 5 差引増減額 円

様式第 7 号（第 8 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地

団 体 名

代表者名

様

茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令保幼事第 号で交付決定した茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 交 付 決 定 額 | 円 |
| 2 | 変 更 増 減 額 | 円 |
| 3 | 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第8号（第9関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令保幼事第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金精算額 円
- 3 補助事業の成果
- 4 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書（原本証明のあるもの）

様式第 9 号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地

団 体 名

代表者名

様

茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第10号（第11関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 印

茨木市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令保幼事第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

金 額 円